

令和7年度第2回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

令和7年5月19日（月） 13:30～15:30

宮城県行政庁舎 9階 第一会議室

進行	1 開 会 ○（開会宣言）ただ今から、令和7年度第2回宮城県教科用図書選定審議会を開会する。
進行 委員長挨拶	2 委員長挨拶 ○ 開会に当たり、委員長が挨拶を行う。 ○ 本日は第2回審議会にお集まりいただき感謝する。本日の内容は、教科用図書の選定資料についての審議、それから答申のまとめ方という内容になっている。時間も限られているが、審議の程よろしく願います。
進行 委員長	○ では、これより委員長に進めていただく。 ○ 初めに審議の進め方について確認する。次第を御覧いただきたい。審議事項（1）は、特別支援学校、特別支援学級で使用する教科用図書、（一般図書）の選定資料について事務局からの説明後、委員に実際に教科用図書を見ていただいた上で審議を行う。審議事項（2）その他では、答申のまとめ方についてお諮りする。以上2点について願います。
委員長 事務局	3 審議事項（1） 一般図書選定資料について ○ 審議事項（1）に入る。特別支援学校、特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の選定資料についての審議を行う。教科書採択に関わる基本方針と一般図書採択基準も併せて御覧いただきたい。説明後、一般図書を閲覧し、その後審議に入る。事務局から説明をお願いします。 ○ 初めに、訂正について報告する。選定資料の57ページ、通し番号No.31が抜けていた。種目：美術、R8表示番号：19、書名：かこさとし うつくしい絵、となる。詳細については73ページに記載されている。 ○ 次に、専門委員会、特別支援教育部会について報告をする前に、採択基準について説明する。第1回審議会において、採択基準案に関して、副委員長より、「書店で売られている本や図鑑などの一般図書は、対象としては乳児幼児向けに作られているものがほとんどである。そうすると、本の出版社や著者が学習指導要領を意識して作っているわけではないと思われる。そのため、1 内容に関すること（1）『学習指導要領に～』と記されている採択基準の文言は、正しく表現していると言えるのかどうか確認をする必要があるのではないか。」との御指摘をいただいた。併せて、1 内容に関すること（1）「学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか。」と

いう文言を、「学習指導要領に示されている目標を達成するために活用可能か。」また、3 学習と指導に関することの(3)「主体的、対話的で深い学びを促すように配慮されているか。」という文言を、「主体的、対話的で深い学びを促すために活用可能か。」という表現に変えてはどうかという御提案をいただいた。このことに関して、特別支援教育課で検討した結果、原案のとおりとすることにした。その理由として、御提案いただいた活用という表現は、学校現場の教員が授業において一般図書を使用する際の大切な視点になる。一方、採択に当たっては、原案に示した表現の方が、学習指導要領の内容を念頭に置いた視点で採択することの重要性を加味した表現となり、内容に関する事柄に焦点を当てた見方ができる。したがって、適切に採択をするための基準となり得ると判断した。第1回審議会後に、委員長及び副委員長に検討結果を伝え、御了承をいただき、原案どおりの採択基準で進めることとした。

- 専門委員会・特別支援教育部会について報告する。5月7日、8日、9日の3日間にわたり、10名の委員により慎重に調査を行った。調査対象とした図書は、新規購入図書11冊を含む令和8年度使用予定図書141冊である。調査にあたっては、専門委員に第1回審議会への御意見も含めて採択基準を説明し、その採択基準に沿って作業を進めた。
- 次に、令和8年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）の選定資料について説明する。表紙の裏の目次をお開き願いたい。1ページに特別支援学校（知的障害）・特別支援学級用教科用図書の採択について、2ページには資料（記号）の見方、3ページから6ページまでは小学校用教科用図書の一覧、7ページから55ページまでは小学校用図書の詳細について、56、57ページは中学校用教科用図書の一覧、58ページから87ページまでは中学校用図書の詳細について、88ページは今年度一般図書から除外した本の一覧、89ページからは文部科学省の著作教科書について参考資料として掲載している。
- 令和7年度使用教科書目録に、新たに中学校用として社会、理科、職業・家庭の☆（星）本が加わった。今回、参考資料として掲載している。その詳細については、101ページから103ページを御覧いただきたい。
- 次に、資料の作り方について6点説明する。1点目、1ページをお開き願いたい。教科用図書は、児童生徒の障害の状態や実態に応じて採択する順序が示されている。2 採択の順序を御覧いただきたい。当該学年用検定済み教科書を使用して学習することが難しい場合、検定済み教科書の下学年教科書を採択する。さらに、下学年教科用図書でも難しい場合は、文部科学省著作教科書いわゆる☆（星）本89ページの採択となる。更に難しい場合に一

一般図書を採択するという流れになっている。今回お示ししている選定資料は、その一般図書に関する内容となる。

- 2点目、2ページ、3ページをお開き願いたい。一覧表のA、Bの区分けについては、2ページに示してあるとおり、Aは比較的理解の早い児童生徒、Bは比較的理解に時間が掛かる児童生徒、◎は対象児童生徒により適している、○は対象児童生徒に適しているということを表しており、空欄であっても対象児童生徒のねらいやその用途によっては使用することが可能である。
- 3ページを御覧いただきたい。小学校通し番号No.2の種目、「生活／（スラッシュ）道徳」のように、生活の教科用図書としても、特別の教科道徳の教科用図書としても採択できる本がある。資料6ページをお開き願いたい。上から数えて7行目には通し番号が※印になっており、種目に「道徳／（スラッシュ）生活」と記載されている。これは、生活の項目で示された同じ本が道徳でも示されているということになる。よって、これにより、小学校・小学部で採択できる本は87冊となる。中学校・中学部は57ページになるが、採択できる本は54冊ということになる。
- 3点目。88ページをお開き願いたい。今回、一般図書として除外した本の一覧表となる。今回は全部で5冊。これは出版社により供給不能となった本である。
- また、今回新規に資料に入れた本は、4ページの小学校選定資料一覧、通し番号No.38、39、40、資料5ページのNo.60、78の網掛けになっている5冊である。中学校は、56ページの選定資料一覧、通し番号No.5、26、27、28、資料57ページのNo.34、53の網掛けになっている6冊である。
- 続いて、4点目。7ページをお開き願いたい。令和4年度審議会の御意見を受けて、図書の詳細の書名の欄に括弧書きで初版年を加えた。これは、初版年を知ること、例えば名作本であるということが情報として分かり、選定判断になり得るとの御意見を受けてのものである。また、令和5年度審議会において、改訂年を入れることも選定の判断になるのではないかと御意見をいただいた。検討を重ね、資料に「初版年／（スラッシュ）改訂年」として、改訂年が図書に表記され、明らかに改定年が分かるもののみ記載している。
- 5点目。6ページをお開き願いたい。昨年度の審議会で、小学校における体育の保健に関する指導内容について、教科用図書が必要ではないかとの御意見があり、今年度より小学校の種目に体育を追加している。
- 6点目。3ページをお開き願いたい。令和6年度より、選定資料一覧、通し番号の他に、種目の隣にR8表示番号を加えた。これは、実際の一般図書

に貼られているラベルの番号になる。これまで一般図書については、毎年新規本が入るたびに全ての図書のラベルの貼り替えを行ってきた。毎年冊数が増え、今後更に新規本が加わることで著書は増え続けることになる。ラベルの貼り替え作業に要する時間については、課題として毎年挙げられていたことである。昨年度より、貼り替え作業の負担軽減を考慮し、新規で入れた図書についてはそれぞれの種目の最後に加えていくこととし、通し番号の他に表示番号を入れることで対応することにした。通し番号は全体の冊数の把握に、表示番号は実際の図書を手に取ってみる際に使用し、作成した資料内容と照らし合わせていただければと思う。

- 以上、長くなったが、選定資料についての説明を終わる。各図書とも、採択基準を基に、児童生徒の障害の状態、発達段階、特性などを踏まえ、選定した図書となっているので、御審議願いたい。

委員長

- ただ今の説明を受け、委員の皆様は教科用図書を御覧いただく。時間は15分とする。

【教科書閲覧】

委員長

- 審議中にも必要に応じて随時閲覧できるので、必要な方は事務局に申し付け願いたい。まず先程の事務局の説明について、何か質問等はあるか。

樋川委員

- 選定資料について御意見等をお願いする。それでは、1番委員。
- 概ね適切に評価されていてよい。気になったのは、少し古めのものがあったが、子供たちの障害の状態に即して対応できる内容であった。特に、視覚、触覚を大切にしたもの、知識を学ぶようなもの、生活に関するものがあった。この後、自立の活動で、「やってみよう」、「見てできるか」と、子供たちの自発的な学習につながるような仕立てになっているか、また、現場でそれを意識した伝え方ができるか、というところを大切にしたいと考える。

委員長

江寄委員

- 3番委員。
- 年々冊数が増えており、より様々な実態のお子さんに応じた選択ができてよい。毎年必ず供給不能本が出ており、重度のお子さんたちが使える音が鳴ったり光ったりする本が削られてしまっているのが残念である。どうすることもできないことだが、重度のお子さんたちも主体的に使用できる本、与えられてというよりは自分たちで手を動かして触れられるなどができる本が増えるといい。

委員長

松平委員

- 7番委員。
- 特別支援学校の小学部のある分校なので、実態に応じた文字量が様々あってよい。特に、今年度入った本に関しても、B・A◎がついているが、写真

がきれいだったり、最近のコンビニやハンバーガーなどの最近の写真になっていたりする分、子供たちは非常に身近に感じて関心を持って使うことができる。9条本では難しいが、障害のある子供たちも今やタブレット端末を使用して色々と学習をしている。例えば9条本でも二次元コードを読み込んだら声が出る、音楽だったら歌が流れる、☆（星）本では文字を大きくすれば読めたりなぞれたりする子供もいるので、そういうところで使える本が今後増えてくると、子供たちももっと興味を持って、時代に合った学習スタイルができるのではないか。

委員長
浅野委員

- 8番委員。
- ◎や○がついているのは、誰が見てもよい。逆に○が付いてない本は、文字数が多かったり、カラーではなくて白黒だけであったり、少し古くなっていたりしていた。例えば、マナーの本を中心に見たが、黒電話が載っていた。今はもうスマホとかタブレット端末の時代である。本の出版年代を見たが、1990年代となると古く感じた。よいと思う本を見ると2006、2007年とあり、今の情報に合ったものを提供できるとよい。先程タブレット端末の話が出たが、障害のある子供たちの中にはタブレット端末を使って、情報を得て興味を持って吸収することができる子供もいる。その中で、電子の本も中にもあるとよい。言葉は横の文字を読んでいるが、縦の文字もあるので、選ぶ材料になると考える。

委員長
佐藤委員

- 10番委員。
- それぞれの子供の興味・関心を引く工夫がされている。古いものが気になり、今の子供たちの生活に即していない。先程の黒電話ではないが、例えば、図工などのものづくりの絵本で「ちょんまげ」があり、今の生活になかなか溶け込まないものが数多く載っているところが気になった。私たちはいろいろな新しい情報に触れているので、生活に即したものが載っていればよい。

委員長
鎌田委員

- 11番委員。
- 選定資料にあるように適切に評価されている。特に、45ページの音の出る時計の絵本には、「電池部分がねじで止められている」というような安全面の配慮が記載されてよい。中には、やはり古い感じはあったので、どんどん新しいものになっていけばよい。本によっては独特な字体があり、子供たちが読む際に戸惑うことはないのかと感じた。使う指導者の方での配慮事項が必要と感じた。

委員長
金田委員

- 16番委員。
- 新しく追加されたものを中心に、生活に関するもの、古いものはどうなのだろうかと考えながら見た。新しく追加されたものの中でも1900年代のものもあり、その中でも虫歯の話だったが、重要な視点でしっかりと学べる

委員長
大枝委員

ものだった。2000年代の本の資料も一緒に見ると、逆に自然のものに自分で触れられるといったような90年代、2000年代のよさを残す本もあった。そのよさもこの選定資料を見るとよく分かるようになっている。合わなくなっているところは精査しつつも、この資料を参考に古いものでもよい情報が得られるようになっている。

- 9番委員。
- 「／（スラッシュ）」で2教科にまたがっているところ、新しく入った図書を中心に見て気になった図書がある。新しく入った「泣いた赤鬼」について、国語と道徳と両方の側面から書いてあるが、この絵本の持つよさを道徳の価値観や価値項目に落としたときに、55ページに記載されている「思いやり」や「親切にする心」だけではない、その絵本独特の持っている作者が伝えたかったものを取り上げるとすると、国語だけでもよいのではないか。道徳も新しく教科化され、種目に道徳を入れたことに苦勞を感じるが、中身が絵本というだけに、本来絵本の持つ意味を改めて考えていただくとよい。国語だけでも十分ではないのかと思うので、御検討いただきたい。

委員長

- 他にあるか。
- いくつか要望や検討のような御意見をいただいたが、その点も出尽くしたのでよろしいか。では、事務局から何かあるか。

事務局

- いくつか御意見をいただいたので、何点か話をする。古めの本があるのではないかという御意見だが、採択した学校の児童生徒の手元に届いているものは改訂された最新の図書である。イラストや写真は新しくなっているものもある。実際に子供たちの手元に届く図書は、黒電話ではなく新しい電話になっていたり、身近にあるイラストになっていたりする。また、昨年度、全部ではないが、改訂された最新の本を展示会場の方に送っている。全ての図書を最新の図書に入れ替えるには、予算の関係上難しい面がある。今後、随時展示用図書の入れ替えを行うよう努力していきたい。
- タブレット端末を使用して二次元コードを読み込める9条本を、という御意見について、本県で選定している教科用図書については、文部科学省が選んでいる一般図書の中から選んでいるものである。文部科学省の一般図書の中にタブレット端末の活用や二次元コードを読み込んだものがないと、県としても選定できないという現状がある。今後、その文部科学省の一般図書のリストの中にそういった図書が出てくれば、検討することが可能である。
- 最後にいただいた御意見の、「国語／（スラッシュ）道徳」について、どちらでも選べるようにした教科用図書がある。道徳の価値項目と照らし合わせ、採択する学校で、あるいは手に取る子供たちの実態に応じて、「よりこの本であれば使える。」という選択肢の幅を広げるためにも、「国語／（スラ

委員長	ッシュ) 道德」とした。 ○ 審議事項(1)は終了する。続いて、審議事項(2)その他に入る。事務局から説明をお願いします。
委員長 事務局	3 審議事項(2) 「その他」について ○ では、審議事項2「その他」の審議に入る。 ○ はじめに、答申のまとめ方についてお諮りする。参考までに、昨年度の進め方について申し上げる。 ○ 諮問事項の採択基準及び選定資料について、審議内容に基づいて教育長に答申を行うが、答申に向け再度文言や資料の確認等を行う必要がある。その作業に時間を要することから、後日答申を行った。
委員長	○ 答申は、審議会として行うものであるが、スケジュールの関係で再度審議会を開くことは難しいと考え、最終的なまとめの権限を委員長、副委員長に一任していただいた。今年度はどのように進めていくか。1番委員。
樋川委員 委員長	○ 昨年度と同じ進め方でいいのではないか。 ○ それでは、今年度も昨年度と同様に進めてよろしいか。 <委員賛同>
委員長	○ それでは、諮問のあった事項について、本日の会議の議事内容を踏まえ、副委員長と調整しながら答申内容をまとめたい。まとめ次第、教育長に答申し、委員には後日その写しを送付する。 ○ 「その他」事務局から何かあるか。
事務局	○ 今後の予定等について申し上げます。答申をいただいた後、県教育委員会は答申に基づいて採択基準及び選定資料を決定し、県内各市町村教育委員会、採択地区協議会、県立特別支援学校等に送付する。 ○ 各採択地区協議会では、8月上旬を目途に令和8年度使用教科用図書を決定し、義務教育課長宛て報告をいただく予定である。 ○ 次に、お手元にある選定資料について、本日は机上に置いたままにし、再度精査した選定資料を、答申の写しとともに送らせていただく。それ以外の資料はお持ち帰りいただいて構わないが、取り扱いには十分に御留意願う。 ○ 本日の会議の議事録については、後ほどまとめ、各委員の皆様を確認していただいた上で、9月1日以降に委員の皆様の名前も含め、公表することになるので御承知願う。
委員長	○ 以上で、「令和7年度第2回宮城県教科用図書選定審議会」の審議を終わらせていただく。

進行

佐々木特支課
長

- 最後に、佐々木特別支援教育課長から閉会の挨拶を申し上げる。
- 本日、長時間にわたり、令和8年度使用教科用図書の採択選定資料について御審議いただいたことに感謝申し上げます。
- 今回は、特別支援学校や特別支援学級で使用する教科用図書の選定資料について十分に審議していただいた。
- この後、皆様に御検討いただいた採択基準や選定資料は、教育長への答申を経て、市町村教育委員会等に送付することになる。これらの資料は、各採択地区で行われる独自の調査・研究及び教科用図書の採択において、大きな拠り所になるものとする。
- 審議会の中で御意見をいただいたとおり、教科書は子供一人一人の発達の段階に応じた学びと成長を支えるものとなる。今回の御審議とこの資料をもとに、今後の各地区での採択が、慎重かつ適切に行われることを期待したい。
- 結びに、審議委員の皆様には公私ともに御多用の中、委員を引き受けていただき、また、2日間にわたって審議いただいたことに改めて感謝を申し上げます、閉会の挨拶とする。

4 閉 会

進行

- これをもって令和7年度第2回宮城県教科用図書選定審議会を終了する。

閉会